

平成28年6月7日

第74回 神戸市個人情報保護審議会

利用者負担額（保育料）の滞納整理業務の
電子計算機処理について

（こども家庭局）

神こ子振第 5546 号
平成 28 年 6 月 2 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について
貴会の意見を求めます。

記

利用者負担額（保育料）の滞納整理業務の電子計算機処理について
（条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して）

担当：こども家庭局子育て支援部振興課

[データ項目]

・滞納者リスト

行政区
施設番号
児童番号
入所年月日
退所年月日
福祉個人番号
保護者氏名（漢字、カナ）
保護者生年月日
保護者性別
児童氏名（漢字、カナ）
児童生年月日
保護者郵便番号
保護者住所
滞納金額
滞納月数
滞納年度
滞納額（月別）
年度月数
年度金額

・個人記録カード

保護者氏名
住所・電話
勤務先
施設番号
施設名称
児童番号
児童氏名
滞納金額
入所日
退所日
分納誓約日付
誓約金額
折衝履歴

・差押調書

滞納者住所・氏名
滞納市徴収金
財産特定情報

利用者負担額（保育料）の滞納整理業務の電子計算機処理について

1. 背景

保育所は、保護者が共に働いているなどの理由により、家庭において保育を受けられない児童を、保護者に代わって保育する児童福祉施設である。

保育所の運営費は、保護者から徴収する利用者負担額（保育料）（以下、保育料という）と国・県及び神戸市が負担することになっている。

各月末の納期限までに保育料の納付がないときは、督促状を送付し、子ども・子育て支援法附則第6条第7項及び児童福祉法第56条第8項の規定により、地方税法の滞納処分の例により滞納処分を執行することとされている。

保育料は、毎年滞納が発生するため、平成23年度よりこども家庭局子育て支援部振興課に債権管理の専任体制を設置し、保育所の円滑な運営と施設利用世帯間の公平性を確保する観点から、滞納解消に向けた取り組みを強化している。

納入義務者に自主的に納付していただくために、督促状を発送するほか、文書や電話などによる納付の催告を行い、滞納世帯の実情に配慮し、面談によりきめ細かな納付相談や納付指導を行っている。

それでもなお納付されない場合には、財産調査（金融機関や勤め先等への照会等）を行ったうえで、これらの財産を差押え、換価（現金化）して、滞納保育料に充てている。

2. 概要

福祉情報システム「教育・保育給付等」のデータ（保健福祉局計画調整課から提供）に基づき作成している保育料滞納者リストや面談記録をはじめ滞納整理に関連する公文書は、外部とのメール送受信やインターネットに接続できる神戸市PC統合管理事務処理用パソコンで作業を行ってきた。

しかし、昨年6月に日本年金機構が発表した個人情報流出事件を検証し、保育料滞納者個人情報をより安全に取扱うため、インターネットから完全に切り離された閉じたネットワーク内にサーバを設置し、債権管理に伴う個人情報データの適正な取扱いを徹底する。

3. 実施計画及び効果

(1) スケジュール

パソコン導入（リース）：平成28年8月頃

データ移行：平成28年8月頃

本稼動：平成28年8月頃

(2) 効果

外部の広域網（インターネット）と遮断することにより、個人情報がインターネットを介して外部に流出するリスクを除去できる。

4. 取扱件数 1, 277件 (平成27年度実績)

5. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、本件に関しても以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

- ① 端末機の操作に当たっては、暗証番号の設定を行い、端末機の操作を関係職員に限定する。
- ② 個人情報に係るデータについては、端末機には保存せず、HDDで一括管理する。
- ③ 端末機とHDDは専用回線により接続し、外部からの不正アクセス行為を受けることを防止するとともに、コンピュータウイルスからの感染を防止する。

(2) 運用上の保護

- ① パスワードは定期的に変更する。
- ② HDDは置き型用サーバーラックで施錠して管理する。
- ③ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理についての点検を行う。

